

令和2年度 第3回生駒市地域公共交通活性化協議会

議事概要

日 時 令和2年9月30日（水）午後2時～午後5時

場 所 生駒市役所 4階 大会議室

出 席 者

（委 員）小紫会長（代理：山本副市長）、喜多副会長、森岡副会長、米田委員（代理：松石様）、井上委員、葛城委員、池田委員（代理：岩藤様）、篠田委員（代理：渡邊様）、猪原委員（代理：木元様）、澤島委員（代理：東様）、通山委員（代理：吉田様）、黒部委員、平岩委員、藤澤委員、松尾委員、矢田委員、山下委員

（事務局）生駒市（米田建設部長、中谷事業計画課長、清水事業計画課課長補佐、安淵係員、武元高齢施策課長、梅谷市民活動推進課長、有山都市計画課長）、流通科学大学（岸野）、セントラルコンサルタント株式会社（龍野、田熊）、一般社団法人システム科学研究所（加藤）

欠 席 者 3名（房谷委員、村上委員、今西委員）

傍 聴 者 9名、随員1名

議 事

1 報告案件

(1) 各路線におけるコミュニティバスの利用状況について

2 審議案件

(1) 生駒市地域公共交通形成計画（案）について

(2) 公共交通サービスを提供する候補地区における対策案等の検討について

(3) 公共交通サービスの利用促進策（萩の台地区）について

(4) 令和2年度 各路線におけるコミュニティバスの評価の考え方について

(5) 生駒市地域公共交通活性化協議会規約改正について

3 その他

(1) 今後の会議予定

(2) その他

【配布資料】

〔前回協議会の議事概要〕

〔資料1〕 各路線におけるコミュニティバスの利用実績（～R2.8）

〔資料2-1〕 生駒市地域公共交通計画（案）概要版

〔資料2-2〕 生駒市地域公共交通計画（案）本編

〔資料2-3〕 生駒市地域公共交通計画（案）資料編

〔資料3-1〕 公共交通サービスを提供する候補地区における対策案等の検討（鹿ノ台地区）

〔資料3-2〕 公共交通サービスを提供する候補地区における対策案等の検討（高山・真弓・北田原・桜ヶ丘・菜畑地区）

〔資料4〕 公共交通サービスの利用促進策（萩の台地区）について

〔資料5〕 令和2年度各路線におけるコミュニティバスの評価の考え方について

〔資料6〕 生駒市地域公共交通活性化協議会規約（案）

主な議事内容

1 報告案件

(1) 各路線におけるコミュニティバスの利用状況について

- 資料 1 に基づいて事務局から報告した。
- 議長から、コロナ禍による減少について、その理由を追求しておいた方がよいとの発言があった。
- 委員から特に意見はなかったことから議長が報告案件(1)について了承を求めた結果、全委員が了承した。

2 審議案件

(1) 生駒市地域公共交通形成計画（案）について

- 資料 2-1、2-2、2-3 に基づいて事務局から説明した。
- 議長から、計画案に羅列したあらゆる施策を行うことは財源や人的・物的資源に限りがあるため難しく、施策を選択する必要がある。施策の案を整理し、それらの施策を選択した理由を市民に提示する必要がある。との発言があった。
- 委員から、公共交通に求められる方向性や課題について文章の内容や意図が伝わらない。総花的に見えるため、現在の状況における優先順位を示してほしい。との発言に対して、議長から、最低限どの施策を行うのか色分けをする必要がある。という発言があった。
- 委員から、地域公共交通に求められる方向性と基本方針に整合性がない。何をどのように具体化するのかが明確でない。との発言に対して、議長から、論理的に納得できる順序で展開して計画案に繋げる必要がある。という発言があった。
- 議長から、市民の暮らしやすさをできる限り数値化して、各施策を実施するとどのようになるのかを示した上で、市民が施策を選択できるようにする必要がある。との発言があった。
- 委員から、資料 2-1 p.5 について、何が問題であるのか論点が明確でないため、意見を出しにくい。議論しやすいように課題を絞るべきではないか。との発言があった。
- 委員から、ネットワークや圏域などの単語を整理し、簡単な言葉で記載するべき。資料 2-1 p.5 について、地域公共交通に求められる方向性や役割を明確にするべき。資料 2-1 p.6 の具体的な施策について、MaaS に関する説明が抜けている。資料 2-1 p.7 の現況値について、全市に対してなのか当該地域に対してなのかを明確にするべき。との発言があった。
- 事務局から、大きな目標は活動機会の保障である。活動機会を保障する手段として課題や方針を修正することを考えている。との発言に対して、議長から、パブリックコメントの時は初めて計画を見る人が多いため、論点や結論までの経緯を分かりやすく記載する必要がある。との発言があった。
- 事務局から、MaaS について国で実証実験が行われているため、積極的に情報収集を行っていく。との発言に対して、議長から、MaaS を導入することで地域全体の交通システムが崩れる恐れもあるため、その危険性も踏まえて導入を検討する必要がある。MaaS が導入される際には、協議会側から意見を出せるようにしておく必要がある。との発言があった。

- 議長から、資料 2-1 p. 7 の現況値について、定義を明確に示し、参照できるような資料・説明にする必要がある。本編には新技術に関して記載されているが、概要版には記載されていない。資料 2-1 p. 2-3 の現況整理について、駐車場の状況等マイカー利用の現況が抜けており、公共交通のみで議論するのではなく、交通全体の中で公共交通について議論する必要がある。との発言があった。
- 委員から、小学校周辺での登校時間帯のタクシーを含む車両の進入禁止の交通規制は安全性確保のためであり、許可証の対象者から申請があれば、タクシー利用の場合であっても通行許可証を発行している。との発言に対して、議長から、MaaS のように Web で申請し、スマホに許可証が発行されることになればよい。との発言があった。
- 委員から、可能であれば、事業所や住民、行政の立場等の関係者の役割を明確に記載してほしい。との発言があった。
- 議長から、MaaS をサブスクリプションサービスのような形にすると環境に良くない影響が生じる可能性がある。コストを考えて MaaS を使用するべきであり、この内容に関しても計画内で言及できればよい。との発言があった。
- 議長から、全市域で一定の公共交通レベルにすることを考えるのではなく、立地条件と交通の話はある程度切り分けた形で計画を策定することはできないか。例えば、公共交通での所要時間はマイカーでの所要時間の 1.2 倍以内にする等が考えられる。との発言があった。
- 委員から、概要版にも本編のように具体的な施策を記載してほしい。本編の到達時間圏の図について、到達時間 10 分台の地域のすぐ隣の地域が到達不可となっているのは設定の問題なのか。との発言に対して、事務局から、駅またはバス停から 300m 以内の地域を公共交通が利用できる地域と設定している。300m 以内という基準については、連携計画を踏襲しているが決まりがあるわけではないため、地域に合わせて設定するべきであると考えている。との発言があった。
- 委員から、駅前の駐車スペースが少なく混雑するという問題があるが、その問題が放置されたままで公共交通の話を進めている。公共交通の中での車の位置づけを明確にして、車に対する影響に関する視点を加えてほしい。との発言に対して、議長から、生駒市の交通全体を考えた上で、公共交通を考える必要があり、次回協議会までに反映していただきたい。との発言があった。
- 委員から、立地条件の問題については、根本はこれを解決することであるが、方法がない。との発言に対して、議長から、市域全体に対して一律に公共交通を実現するのも 1 つの考え方であるが、遠方の居住者の問題を公共交通で解決するのには限度があるため、結果を均等にする考え方を根拠なしに選ぶのはどうなのか。との発言があった。
- 委員から、昔から住んでいる人はいいい意味で公共交通の利便性を諦めているが、生駒市に転居してきた人が不便な立地を自分で選んだのにも関わらず意見を主張するのはどうなのか。との発言があった。
- 事務局から、計画案の前半に生駒市の地域特性に基づく計画課題を明記する必要がある。上位計画から課題が出てくる流れではなく、地域特性に基づく課題から地域公共交通の課題を挙げていくという流れである。という発言があった。

(2) 公共交通サービスを提供する候補地区における対策案等の検討について

○資料 3-1、3-2 に基づいて事務局から説明した。

○委員から、自治会としては 150 万円/年の負担額がネックになっている。住民に対して説明した上でどのように合意へ持っていくかについて考える必要がある。また、学研奈良登美ヶ丘駅までの路線バスとの重複区間について、重複区間を外すと負担額は減るが利便性が悪くなる。自治会と市がどのように負担するのかについて考える必要がある。との発言があった。

○傍聴席より、自治会負担額と実際の利用状況のバランスを考えて検討を進める必要がある。との発言があった。

○委員から、以前から地域住民への説明を行っているのにも関わらず未だに合意を得られていないのは遅いのではないか。との発言に対して、委員から、地元住民への提案内容に関して案を用意していたが、新型コロナウイルスの影響で路線バスの便数が減少したことで、一から再検討することになったため合意がまだ得られていない。との発言があった。

○議長から、自治会と市の負担額の比率については任意で決められるのか。との発言に対して、事務局から、その通りである。との発言があった。

○委員から、現在の案について、良い悪いは判断できないがモヤモヤしている。との発言があった。

○委員から、5 年後までは高齢者が増加するが、10 年後には高齢者が減少していくことが予想されるため、自治会負担ができなくなった時に、移動手段が突然奪われることになるのではないかという心配がある。との発言があった。

○議長から、スケジュールでは令和 3 年 10 月に予算要求となっているが、スムーズに地元の合意が得られた場合、もう少し早く予算要求できるのではないか。との発言に対して、委員から、早めに方針が決定されれば市の方で調整は可能である。との発言があった。

○委員から、現在の生駒市の負担率は最大 70%であるが、もともとは最大 50%であったため、できれば 50%を目標としてほしい。との発言があった。

○委員から、6 地区のまとめをいつ作るのか。との発言に対して、事務局から、今年度に連携計画のまとめを行うため、その中でまとめていき、残った分は公共交通計画に引き継ぐ。との発言があった。

(3) 公共交通サービスの利用促進策（萩の台地区）について

○資料 4 に基づいて事務局から説明した。

○委員より、新型コロナウイルスの影響で、自治会としてコミュニティバスの利用促進活動ができず、また、高齢者は鉄道やバスの利用はしたくない、人混みのあるところは怖いと感じているため、ドラスティックに変えないと利用者が増えない。定時で便数が少なくランダムに走行していることがネックである。との発言があった。

○事務局から、自由乗降とダイヤ変更については関係機関と協議の上で早急に変えていきたいと考えているが、水道工事の影響で 12 月以降となる。バス停の追加案については、近傍マンションの自治会長と話したところ場所や時間の問題でマンション住民が利用しづらいため、もう少し精査する必要がある。との発言があった。

○委員から、駐停車禁止場所において乗客を乗降させないこと、車両を待機させないことや他の交通の妨げにならないようにすること等を遵守すれば、警察として自由乗降に対して異議はない。との発言があった。

○他の委員からその他特に意見はなかったことから議長が審議案件(3)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(4) 令和2年度 各路線におけるコミュニティバスの評価の考え方について

○資料5に基づいて事務局から説明した。

○議長より、今年度は新型コロナウイルスの影響があるため評価しないことについて、市民が納得するように、経緯の説明を整理していただきたい。参考までに試算結果やデータは残す必要がある。との発言があった。

○委員からその他特に意見はなかったことから議長が審議案件(4)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(5) 生駒市地域公共交通活性化協議会規約改正について

○資料6に基づいて事務局から説明した。

○委員からその他特に意見はなかったことから議長が審議案件(5)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

3 その他

(1) 今後の会議予定

○事務局から、令和2年度の第4回協議会を令和2年10月30日（金）午前10時から市役所4階401・402会議室で開催する。令和2年度の第5回協議会を令和2年11月25日（水）午後に開催する。地域公共交通計画と資料2-1、2-2、2-3、3-1、3-2に関してご意見があれば、10月16日（金）までに事務局に意見をいただきたい。との説明を行った。

(2) その他

○事務局からは特になし。

以上